作成日:令和4(2022)年5月24日

事業計画書作成時の注意事項

- 1 栃木県廃棄物処理に関する指導要綱(以下「指導要綱」という。)別記様式第 1 号(別紙 $1\sim3$)に記載した添付書類のほか、次の(1)及び(2)の書類を添付してください。
 - (1) 栃木県県土整備部発行の都市計画図の写し(少なくとも7部はカラーコピー) なお、土地計画図の写しには、図の凡例を入れ込むとともに、計画地の場所を明示してください。
 - (2) 最終処分場の拡張に係るものにあっては、次のア~ウの書類
 - ア 説明会等実施状況報告書(別記様式第4号) 既存施設に係る関係地域を対象として実施した説明会等の報告書
 - イ 関係住民の意見に関する調書(別記様式第5号)

上記アに係る説明会が終了した日から30日以内に、関係住民から文書をもって意見が述べられ、又は説明を求められたときは、その意見及び同意見に対する見解について、作成した調書

- ウ 既存協定に「拡張等の変更等を行わない」趣旨の規定がある場合は、次の(ア)及び(イ)の書類
 - (ア) 指導要綱第16条第3項の規定に基づく報告書 指導要綱別表第3に定める書類
 - (イ) 指導要綱第17条第2項の規定に基づく報告書環境保全協定の締結等に係る報告については、要綱別表第4に定める書類(既存協定の見直し及び拡張に係る協定)
- 2 指導要綱別記様式第1号 (別紙1~3) に係る土地の面積については、実測面積又は登記上面積の別を土地の概要中の面積欄に記載するとともに、地番の一部を施設に使用する場合は、その地番ごとに使用する予定面積も記載してください。

また、その場合は、公図の写しに「計画に供する土地の範囲」及び「施設の設置予定範囲」を併記してください。

事前協議書作成時の注意事項

- 1 栃木県廃棄物処理に関する指導要綱(以下「指導要綱」という。) 別表第2に掲げる添付書類のほか、次の(1)~(5)の書類を添付してください。
 - (1) 栃木県県土整備部発行の都市計画図の写し
 - (2) 市町村長意見及び関係法令に対する調整状況(協議年月日、協議先の機関名、協議先担当者、協議内容及び協議内容に対する事業者としての対応を記載したもの)
 - (3) 産業廃棄物処分業許可申請書第2面、第3面(本籍地の記載は不要です。) 及び誓約書
 - (4) すべての施設について、指導要綱別表第2の2欄に掲げる「6 事業の経営等に関する書類」
 - (5) 最終処分場の拡張に係るものにあっては、次のア及びイの書類(事業計画書で添付書類として提出したものは除く)。
 - ア 指導要綱第16条第3項の規定に基づく報告書 指導要綱別表第3に定める書類
 - イ 指導要綱第17条第2項の規定に基づく書類 環境保全協定の締結等に係る報告については、指導要綱別表第4に定める書類(既存協定 の見直し及び拡張に係る協定)
- 2 公図の写しには、法務局名、方角、転写日及び転写者氏名を記載するほか、原本には公図の着 色のとおり着色してください。(転写日から3ヶ月以内のもの)
- 3 目次やインデックスを添付するなどして、わかりやすい資料の作成をお願いします。